

石井町立幼稚園利用者負担額（保育料）

階 層	世帯の階層区分	利用者負担額（月額）
第1階層	生活保護世帯等	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円
第3階層	市町村民税所得割非課税「均等割のみ課税」世帯	3,000円
第4階層	1～3階層以外の世帯	6,000円

※保育料は、父母の市町村民税額の合算により決定します。（ただし、生計の中心が祖父母などの場合は、祖父母などの税額も合算します。）

※第3階層の世帯で、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯の子どもについては、利用者負担額（保育料）は無料になります。

※保育料以外の費用として、給食費、教材費等の経費も必要となります。